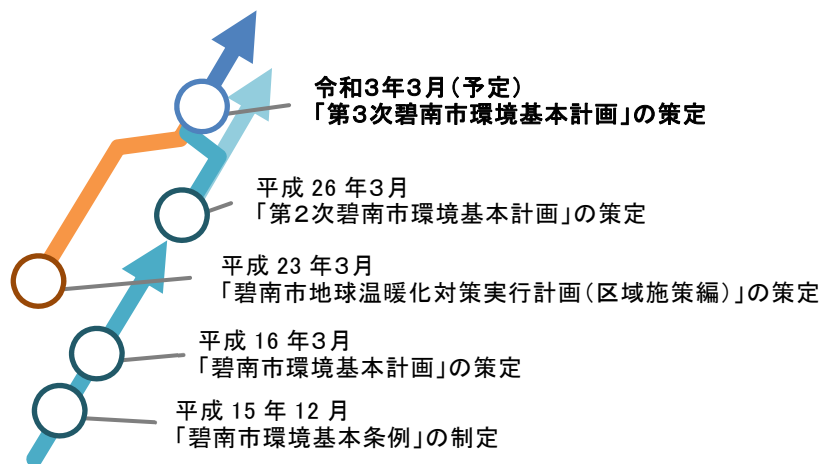


第1部

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

碧南市(以下「本市」という。)では、平成16年3月に「環境基本計画(第1次)」を策定し、目標年度を迎えた平成26年3月に「第2次碧南市環境基本計画」を策定し、環境施策に対する様々な取組を進めてまいりました。一方、平成23年3月には「碧南市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定し、地球温暖化への対策に取り組んでまいりました。令和2年度に「碧南市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」が目標年度を迎えることから、環境施策を総合的・計画的に進めるために、環境基本計画の見直しを前倒し、「碧南市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」及び「碧南市生物多様性地域戦略」を包含する「第3次碧南市環境基本計画」を策定することとしました。



2 計画策定の背景

(1) 第2次碧南市環境基本計画策定後の社会情勢等の変化

○ 持続可能な社会の姿を目指す

平成30年4月に閣議決定された国の「第5次環境基本計画」において、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル及び技術など、あらゆる観点からのイノベーションの創出や、持続可能な開発目標^{注1}(SDGs)の考え方も利用して経済・社会的課題に対する「同時解決」を実現し将来に渡って質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととしています。また、持続可能な社会を実現する上で、地域資源を持続可能な形で最大限に活用するとともに、幅広い分野における多様な主体者とのパートナーシップの充実、強化の重要性が示されました。

^{注1} 持続可能な開発目標: 貧困に終止符を打ち、地球を保護し、すべての人が平和と豊かさを享受できるようにすることを目指す普遍的な行動目標。

○ 地球温暖化対策の新たなステージへ

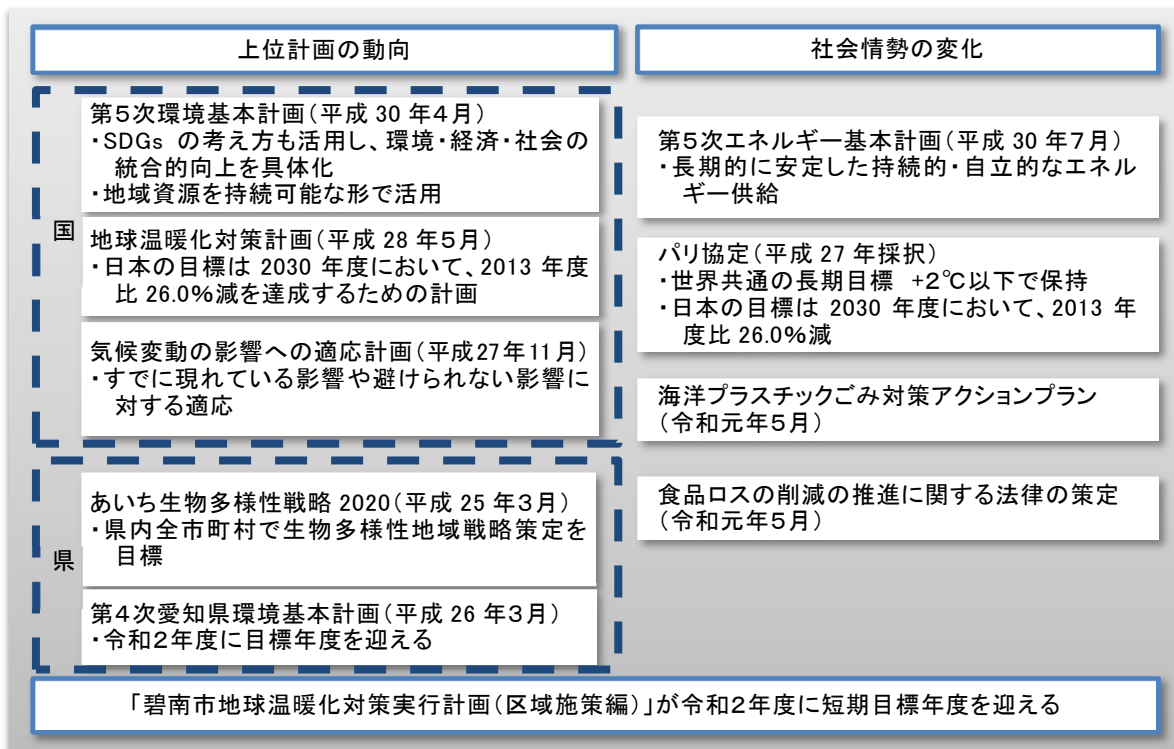
平成27年12月にパリで開催されたCOP21において、「パリ協定」が採択されました。「パリ協定」では、世界共通の長期目標として気温上昇を2℃より十分低く保持することとし、各国の能力に応じた温室効果ガス削減を目指すこととされました。日本は「2030年までに、2013年比で、温室効果ガス排出量を26パーセント削減する」ことを目標とし、目標を達成するために平成28年5月に地球温暖化対策計画を策定しました。さらに、脱炭素社会を目指して2050年までに80パーセントの温室効果ガスの排出削減に取り組むことを盛り込んだ、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を令和元年6月に閣議決定しました。

また、温室効果ガスを削減する緩和策とともに、実際に起こっている地球温暖化に伴う気候変動に適応するための対策(適応策)を取りまとめた気候変動適応計画を平成27年11月に策定しました。

○ 生物多様性の保全(愛知目標)の達成へ

平成22年10月に「いのちの共生を未来に」をテーマに生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)が愛知県名古屋市で開催され、国際社会が生物多様性の保全と持続可能な利用を進めていくための世界目標である「戦略計画2011-2020(愛知目標)」が採択されました。

愛知目標では、「自然と共生する世界」を実現するという長期目標のもと、2020年までに「生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する」とした短期目標が定められました。現在は、ポスト2020生物多様性枠組を検討するプロセスへの参画を呼びかけているところです。



(2) 愛知県における環境行政の動向

○ 第5次愛知県環境基本計画の策定

平成26年5月に「県民みんなで未来へつなぐ『環境首都あいち』」を目標とした第4次愛知県環境基本計画を策定し、①環境と経済の調和のとれたあいち、②安全で快適に暮らせるあいち、③県民みんなが行動するあいち、の3つのあいちづくりに向けて、「人づくり」に重点的に取り組んできました。

その間世界では、SDGsや、環境・社会・企業統治に配慮している企業を重視・選別するESG投資などに注目が集まり、持続可能な社会の構築に向けて環境と経済は切り離せない関係になってきました。また生物多様性条約の愛知目標が2020年に目標年を迎えることから、新たな目標が検討されています。

一方国内では人口減少、少子高齢化が進行しているとともに、自然災害の頻発などインフラ整備の在り方が問われています。こうした世界情勢や社会構造の変化に対応するため、第5次愛知県環境基本計画を策定しました(予定)。

○ 生物多様性地域戦略

平成25年3月に愛知目標の達成に向けた新たな行動計画である「あいち生物多様性戦略2020」を策定しました。この戦略では、「人と自然が共生するあいち」の実現を基本目標とし、開発と生物多様性保全の調和を図る、愛知県独自の「あいち方式」を中核的取組として掲げています。「あいち方式」では、市民、事業者、NPOや行政など地域の様々な分野の人々が共通の目標のもとに協働して、地域本来の自然環境を保全・再生し、人と人とのつながりを育みながら、生き物の生息環境をつなぐ「生態系ネットワークの形成」を図っていくものです。戦略では、数値目標として県内すべての市町村において生物多様性地域戦略を策定することを掲げています。

【環境問題とゆでガエル理論】

カエルをいきなりお湯に入れると、びっくりして飛び出してしまうが、水に入れて徐々に温めると逃げ出すタイミングをなくして「ゆでガエル」になってしまうというのが「ゆでガエル理論」です。環境問題も、私たち、個々の感知範囲を超えており、にわかに気付くことができなかったり、気付いていても何とかかなと楽観しているうちに重大な事態に陥るのです。

環境変化や危機に気付いたら、すぐに対処するように心がけたいものです。



○ 地球温暖化対策の強化

平成17年1月に「あいち地球温暖化防止戦略」を策定し、その後平成24年2月に「あいち地球温暖化防止戦略2020」へ改定し、地球温暖化防止に関する取組を総合的かつ計画的に推進してきました。平成30年2月には新戦略として「あいち地球温暖化防止戦略2030」を策定しました。新戦略では、2030年度の温室効果ガス排出量の削減目標を2013年度比で26パーセント削減することとしています。その目標達成に向け、地球温暖化対策に関する県、事業者及び県民の責務を明確にするとともに、全ての主体の自主的かつ積極的な取組を促すため、平成30年10月に「愛知県地球温暖化対策推進条例」を制定しました。県、事業者および県民の各主体がそれぞれの活動等の中で対策を行い、地球温暖化対策を推進することを求めています。

(3) 碧南市における環境行政の動向

○ 碧南市環境基本条例、碧南市環境基本計画の策定

平成15年12月、環境負荷の少ない持続可能な社会の実現のため、すべての者がパートナーシップに基づく協働のもと、環境が将来にわたって維持されることを基本理念とした「環境基本条例」を制定し、平成16年3月に環境基本条例に基づき、21世紀にふさわしい環境問題に対する取組について、市民、事業者、行政が一体となり実践する方向性等を定めた「環境基本計画（第1次）」を策定しました。平成26年3月には、第1次計画期間の環境を取り巻く情勢の変化を踏まえ、人、自然、地球環境を視野においた第2次碧南市環境基本計画を策定し、環境施策に対する様々な取組を進めてまいりました。

○ 多様な環境問題に対する個別計画の策定

県下唯一の天然湖沼である「油ヶ淵」を中心とした水辺環境の改善を推進するための「生活排水対策推進計画」を平成4年3月に策定し、平成29年までに4回の改定を行ってきました。また、地球温暖化の国際的な動向を踏まえ、平成23年3月に「碧南市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し多様な環境問題に対する個別計画を策定、改定をし、環境施策の充実を図ってまいりました。ごみの収集及びリサイクル（3R^{注1}）については「碧南市一般廃棄物処理基本計画」及び「碧南市分別収集計画（第9期）」を策定及び改定し本市のごみ行政全般についての方向性について定めてまいりました。

○ 市民、事業者、行政との協働及び広域連携

環境基本計画（第1次）策定のためのプロジェクトチーム「へきなん市民環境会議」が環境基本計画策定後も個別施策及びリーディングプロジェクトについて、点検、調整を図りながら

^{注1} 3R:3RはReduce（リデュース：廃棄物の発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再資源化）の3つの頭文字の総称で、この順でごみ減量に取り組むことが求められます。

活動を進めています。また、西三河南部地域(本市、西尾市及び高浜市)において将来にわたり生物多様性の確保に寄与するべく、西三河南部生態系ネットワーク協議会が発足し、活動を進めています。

【生態系ネットワーク協議会】

愛知県では、生態系ネットワーク形成を推進するために、県内を9地域に区分し、地域ごとに大学やNPO、企業、行政等からなる「生態系ネットワーク協議会」を設置しています。

生態系ネットワーク協議会は、普及啓発事業を行うとともに、生態系ネットワーク形成の実施計画を作り、構成団体は実施計画に基づき、それぞれの立場に応じて取組を推進します。

本市は西尾市、高浜市とともに西三河南部生態系ネットワーク協議会の対象エリアに含まれます。【きらきら光る 碧い海～西三河沿岸が育む生きものたちのつながり～】をスローガンに将来にわたって生物多様性の確保に寄与することを目的として取組を展開して行きます。

3 計画策定の目的

第2次碧南市環境基本計画の策定から7年が過ぎ、策定当時にはなかった環境問題にも対応し、人、自然、さらには地球環境を視野におき、先人から受け継いできた本市の豊かで快適な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、第3次碧南市環境基本計画を策定することとなりました。

本計画においては、前計画の見直しを図りながら施策体系を構築し、引き続き、多様な環境施策の持続的展開と発展を目指します。

4 計画の役割と位置付け

環境基本計画は、環境の保全、改善に関する基本的な計画です。本計画に基づき、市民、事業者、行政の各主体が、積極的に環境保全活動を実践することにより、環境負荷を減らし、持続的な発展が可能な社会をつくり、人と自然が共生した快適で住みよい社会を実現し、後世に継承していくことを目指すものです。

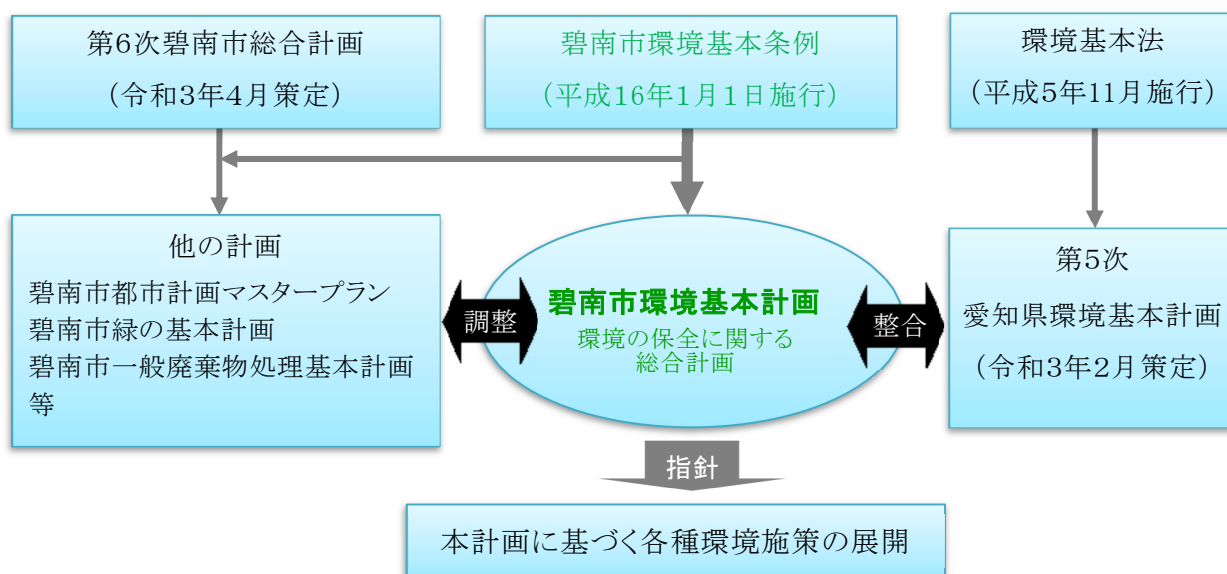
(1) 計画の役割

- ① 実現したい環境将来像(ビジョン)を示します。
- ② ビジョンを実現するため、市民、事業者、行政によって取り組むプロジェクトを示し、パートナーシップに基づいて三者協働で実践する方向性を示します。
- ③ 総合的かつ計画的に環境施策を推進するための計画推進方策を示します。

(2) 計画の位置付け

本計画は、第6次碧南市総合計画における本市の将来像「新たな力とともに創る 笑顔と元気のみなとまち へきなん」の環境面を補完しつつ、碧南市環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全、回復及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定します。また、市が策定し実施する施策のうち、環境に影響を及ぼすと認められるものについては、同条例第10条に基づき、すべて本計画との整合を図るものとします。

なお、この計画は、国及び県の環境基本計画の内容を考慮しつつ、本市独自の環境基本計画としてまとめるものです。



5 計画の対象

(1) 地域の範囲

本市全域を対象範囲としますが、環境の影響については広く地球環境まで視野に入れます。なお、広域的に連携を図っていくべき問題については、近隣自治体等と協力して対処します。

(2) 推進主体の範囲

- ・市民: 市内に在住、在勤及び在学する方(市民団体も含む)
- ・事業者: 市内の企業及び自営業者
- ・行政: 市役所(施策によっては国及び県とも調整)

(3) 環境の範囲

- ・自然環境: 矢作川及び油ヶ淵、海岸等の水辺や寺社・仏閣に残る樹林、グラウンド及び緑地等
- ・生活環境: 大気、公有水面、交通、騒音、悪臭及びまちの景観等
- ・循環環境: ごみ減量及びリサイクル等

6 計画期間と目標年次

環境の保全、回復及び創造にあたっては、長期的な視点に立つことが重要となります。したがって、本計画は約30年後の令和32年(2050年)を展望しながら、計画期間は令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までの10年間とします。なお、環境保全に対する社会情勢、科学技術の進歩、市民意識及び社会ニーズの変化に合わせ、おおむね5年後に計画全体の点検を行うとともに必要に応じて計画の見直しを行います。

7 計画の理念

計画の理念とは、普遍的な考え方で環境に対する認識及び姿勢を明らかにするものです。この計画では、環境基本条例に従い、次の6項目を理念とします。

環境基本計画の理念

- (1) 水と大地の碧(みどり)を育み、自然との共生を図ります。
- (2) 歴史や地域文化を大切にし、より豊かな生活を目指します。
- (3) 将来の世代と共有できる良好な環境を創ります。
- (4) 限りある資源とエネルギーの循環的な有効利用を図ります。
- (5) 地球環境を見据えて、広域的な協働活動を推進します。
- (6) 市民、事業者、行政が良好なパートナーシップの下に実行します。

*理念とは、計画全体にある普遍的な考え方です。

*碧南の「碧」を「みどり」と読み、海の青さと大地の緑を兼ねて表現しています。(以下同じ)

(参考)環境基本条例に示された基本理念

第3条 環境の保全は、現在及び将来の市民が恵み豊かな環境を享受するとともに、人類の存続基盤である環境が将来にわたって維持されるように積極的に推進されなければならない。

2 環境の保全は、人間が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識し、人と自然が共生していくことを目的として行われなければならない。

3 環境の保全は、資源が有限であることを認識して、資源及びエネルギーの合理的かつ循環的利用により、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として行われなければならない。

4 環境の保全は、地域の環境が地球環境と密接に関わっていることを認識して、あらゆる事業活動及び日常生活において、広域的な協力のもとに推進されなければならない。